「デイサービス和や家～なごやか～」
重要事項説明書

当事業所のご利用は、認知症と診断された方で、原則として介護認定の結果「要支援・要介護」と認定された方が対象となります。

1．概要

（1）事業者

名称	株式会社介護いわて
所在地	岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第１８地割８５番地２
代表者	代表取締役 冨澤 勇貴
電話番号	０１９５-６９-８８７７
設立年月日	平成１９年９月１８日

（2）事業所

名称	デイサービス和や家～なごやか～
所在地	岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第１８地割８５番地４
代表者	管理者 上道 祐希子
電話番号	０１９５-６９-８８７７
事業所の種類	（介護予防）認知症対応型通所介護
事業者番号	０３９２１０００２０
開設年月日	平成１９年１１月２２日

（3）職員体制

職　　名	人　数	業　務　内　容
管理者	１名	従業員の管理及び業務の管理等
生活相談員	１名以上	通所介護計画等の作成 日常生活の相談援助
看護職員 （機能訓練指導員兼務）	１名以上	健康状態の確認及び機能訓練
介護職員	１名以上	入浴・移動・排泄の介助 見守り等の介護

（4）設備の概要（１単位）

定員	１２名
食堂・機能訓練室	１室
静養室	１室（兼用）
相談室	１室（兼用）
浴室	１室
トイレ	２室

２．事業の目的について

（1)目的

認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

（２）運営方針

・サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及び利用者が日常生活を営むうえで必要な援助を行います。

・サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。

・介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。

・常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導や機能訓練その他、必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供します。特に認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスができるように努めます。

・上記のほか、関係法令等を遵守して、サービスの提供を行います。

（３）基本理念

・利用者個人の人生観・価値観を尊重し、利用者個人のその人らしさを大切にした介護を行います。

・明るく家庭的な雰囲気づくりに心掛け、地域や家庭との結びつきを重視いたします。

・いつも笑顔で挨拶し、誰にでも親切と思いやりの心で接します。

・利用者の生きがいを高め、自立への意欲を支援していきます。

３．営業日及び営業時間について

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとします。

（１）営業日　　月曜日～土曜日（日曜日以外の祝祭日は営業）

（２）営業時間　　午前８時３０分 ～ 午後５時３０分

（３）サービスの提供時間　午前９時３０分 ～ 午後４時３０分

（サービス計画に基づき提供）

４．サービスについて

（１）サービスの内容

・生活指導：家庭環境、心身状況に合わせた指導を行います。

・健康状態の確認：血圧・体温等をチェックし、異常の早期発見に努めます。

・送迎：車椅子や寝たきりの方の送迎も可能です。

・給食：高齢者の趣向に合わせ、季節感のある食事を提供します。

・入浴：入浴に介助を要する方にも対応します。

・機能訓練、レクリエーション等：身体機能の維持・向上を目指します。

（２）サービス利用に当たっての留意事項

・飲食物の持ち込みは、医学的管理上及び衛生管理上問題となる場合がありますのでご遠慮いただきます。

・金銭、貴重品の持ち込みは禁止させていただきます。

・飲酒、喫煙は禁止させていただきます。

・設備、備品等を著しく破損または汚染した場合には、修理代、又はクリーニング代の実費を申し受ける場合があります。

・事業所内（送迎車両内を含む）での利用者の営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動及び、他の利用者への迷惑となる行為は、禁止させていただきます。

5．利用料について

利用料は、別紙料金表のとおりとなります。

（1）介護給付費自己負担分

（2）昼食代（おやつを含む）

（3）介護保険対象外の自己負担金

6．利用料の支払い方法について

毎月１０日前後に前月分の請求書を発行いたしますので、下記のいずれかの方法により事業者にお支払いください。お支払い後、領収書を発行いたします。領収書の再発行は致しかねますのでお気を付けください。

【現金支払いの場合】

当月中にお支払いください。

【お振込みの場合】

当月末までに下記のいずれかの口座にお振込みください。その際の振込手数料はご負担していただきます。

※口座名義（共通）

株式会社介護いわて　代表取締役　冨澤 勇貴

①北日本銀行　　沼宮内支店　普通預金　口座番号７０２８７３３

②岩手銀行　　沼宮内支店　普通預金　口座番号２０４４８５５

③ゆうちょ銀行　記号１８３３０　番号１５２６２２８１

【自動引落しの場合】

ご利用月の翌々月１日に自動引落しになります。１回当たりの手数料１５０円（税抜）をご負担していただきます。

ご希望される場合は、別途お手続きが必要ですのでお申し出ください。

7．サービスの利用開始・中止について

（1）サービスの利用開始

事前に地域包括支援センターまたは介護支援専門員にご相談ください。その後、担当職員が事業所の説明を行い、契約書締結後に利用開始となります。

（2）サービス利用の中止

①都合によりサービス利用を中止したい場合は、当日の午前８時３０分までに連絡してください。料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

②健康上の理由による中止

・風邪、病気など健康上の理由で、サービスの提供をお断りすることがあります。この場合は料金を負担することなくサービス利用を中止します。

・当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容を変更または中止することがあります。

・ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ適切に対応します。

③感染症のまん延、その他安全なサービスの提供が不可能であると事業所が判断した場合にはサービスを中止することがあります。

８．サービスの終了について

（１）利用者のご都合でサービスの終了を希望する場合は、終了を希望する日の１週間前までにお申し出ください。

（２）次の場合は、利用者は解約の申し立てをすることによって即座にサービスを終了することができます。

・事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
・事業所が守秘義務に反した場合
・事業所が利用者またはその家族などに対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

（３）次の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了することがあります。

・利用者が他の介護保険施設等に入所した場合
・利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
・利用者が亡くなられた場合
・事業者が破産した場合

（４）事業所の都合でやむを得ずサービスの提供を終了する場合は、終了1ヶ月前までに文書により通知します。ただし、次に該当する場合においては、文書で通知することにより、即座にこの契約を解除することが出来ます。

・利用者が正当な理由なくサービス利用料金の支払いを３ヶ月以上遅延し、利用者または代理人へ料金の支払いを督促したにもかかわらず、支払われない場合
・利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院やその他の理由により、３ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
・利用者の病状や心身状態等が著しく悪化し、事業所での適切なサービスの提供の範囲を超えると判断される場合
・利用者またはその家族の行動が、他の利用者または従業員の生活や健康・安全に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ通常の対応ではこれを防止することができない場合
・利用者またはその家族が事業者や従業者または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
・災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、事業を継続することができなくなった場合

９．苦情・相談について

（１）サービス内容に関する苦情や相談への対応について

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明記録の整備等必要な措置を講じます。

（２）お客様相談・苦情窓口

責任者：管理者 上道 祐希子
電　話：０１９５-６９-８８７７
受付日：月曜日～土曜日
受付時間：午前８時３０分 ～ 午後５時３０分

（３）事業者以外の相談・苦情窓口

名称	電話番号
岩手県国民健康保険団体連合会	０１９-６０４-６７００
盛岡北部行政事務組合	０１９５-７４-２７１６
岩手町役場 福祉介護課	０１９５-６２-２１１１
葛巻町役場 健康福祉課	０１９５-６５-８９９２
八幡平市役所 地域福祉課	０１９５-７４-２１１１

１０．緊急時の対応方法について

サービスの提供中に、利用者の容態の変化等が生じた場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先及び介護支援専門員へ連絡する等、必要な措置を講じます。

１１．事故発生時の対応について

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者が居住する市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、事業所の介護サービスの提供にともなって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償します。なお、事業所では、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入しています。

１２．非常災害対策について

火災や自然災害に備え、次の業務を実施します。

（１）消火、通報及び避難の定期的な訓練。
（２）消防設備、施設等の点検及び整備。
（３）従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督。
（４）その他防火管理上必要な業務。

１３．衛生管理等について

（１）利用者の使用する施設、食器その他の設備等は、衛生上必要な措置を講じます。
（２）事業所において感染症が発生、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
・事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
・事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１４．個人情報の取り扱いについて

（１）サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。
（２）従業者が退職した後も、その守秘義務を強制するものとします。
（３）利用者へのサービス向上を図るために、利用者及びその家族に関する情報を他の関係機関に対して公開する際には、利用者または家族から書面で同意を得ることとします。

１５．虐待の防止について

（１）事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講じます。

・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

・虐待防止のための指針を整備します。

・虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

・前３号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を設置します。

担当者：管理者 上道 祐希子

（２）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政等に通報します。

１６．身体拘束等の禁止について

（１）事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」といいます。）を行いません。

（２）事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

（３）事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じます。

・身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修の定期的な実施

・身体拘束等の適正化のための指針の整備

・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその検討結果について従業者への周知徹底

・その他身体拘束等の適正化のために必要な措置

１７．業務継続計画の策定等について

（１）事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

（２）事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。

（３）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

１８．ハラスメント対策の強化

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動又は性的な言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとします。

１９．その他運営についての留意事項

（１）従業者の資質及び介護技術向上のため、事業所内外の研修を積極的に行います。また、勤務体制の調整を行います。

（２）事業所は、利用者本人または正当な代理人から求めがあった場合、本人確認等の必要な手続きを経たうえで、サービス提供記録を開示するものとします。

（３）事業所は、従業者、設備・備品、会計及び利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を事業を提供した日から５年間保存するものとします。

（４）この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、法令等の定めるところにより、事業者と利用者及び家族が協議の上、お互い誠意を持って対応することとします。

令和　　年　　月　　日

サービス提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者　所在地　　岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第１８地割８５番地２

名　　称　　株式会社介護いわて 代表取締役 冨澤 勇貴

事業所　所在地　　岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第１８地割８５番地４

名　　称　　デイサービス和や家～なごやか～

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は契約書および本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意します。

ご利用者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿